

ご旅行条件 お申込み前に必ずお読み下さい。(抜粋)

この旅行は神田交通(株)(以下「当社」という)が主催する旅行であり、この旅行に参加されるお客さまは当社と主催旅行契約を締結することになります。主催旅行約款の内容、条件等は本パンフレットに記載されている条件のほか本旅行条件書面及び当社の旅行業約款(主催旅行の部)によります。

1. 旅行のお申込み及び契約の成立

旅行のお申込みは本パンフレット表ページの方法で旅行代金全額を添えてお申込み下さい。

2. 旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金・宿泊費・食事代・各種入場料及びそれぞれの税・サービス料金。上記諸費用はおお客様のご都合により、一部利用されなくても払い戻しいたしません。

3. 旅行契約内容・旅行代金の変更

当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、その他当社の関与し得ない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。また、利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改定された場合、旅行代金を変更することがあります。旅行代金の増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 15 日前に当たる日より前にその旨を通知します。

4. お客様による旅行契約の解除

お客様はいつでも下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。但し、次の場合は取消料をいたしません。

●当初の旅行内容に重要な変更があったとき、及び旅行代金が増額されたとき等。 取消日

旅行開始旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 20 日前～8 日前 (日帰り旅行にあっては 10 日前～8 日前)	20%
旅行開始旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 7 日前～2 日前 前日	30%
前日	40%
当日(無連絡不参加を除く)	50%
旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	100%

5. 当社による旅行契約の解除

当社は次の場合において、旅行者に理由を説明して、旅行契約を解除することがあります。お客様の代金不払い、申込条件不適合、病気、旅行の円滑な実行が不可能なとき、天災地変・戦乱・運輸機関等におけるサービス提供の中止、官公署の命令その他当社の関与できない事由による場合。

6. 旅行催行の中止

最少催行人員に達しない時は旅行の実施をとりやめることがあります。この場合は旅行開始日の前日から起算して 14 日前まで(日帰り旅行については 8 日前)にご連絡をし、当社でお預かりしている旅行費用は全額お返ししこの旅行契約を解除いたします。また、少人数で実施する場合、中型又は小型バスの利用となることがあります。

7. 特別補償

当社は責任の有無にかかわらず、お客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体又は手荷物に被った一定の損害について、所定の損害について補償金及び見舞金を支払います。

8. 旅程補償

旅行日程の重要な変更が行われた場合は、その変更の内容に応じて旅行代金の 1%～5%に相当する額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の 15%を限度とします。旅行代金が 1,000 円未満の場合は変更補償金は支払いません。

9. 旅行条件・旅行代金の基準

この記載の旅行条件は平成 30 年 1 月 1 日を基準として算出しています。

旅行主催

全国旅行業協会正会員 神奈川県知事登録旅行業第 2-494 号
神田交通株式会社 神田ツーリスト
神奈川県平塚市東豊田 531-37 TEL : 050-3775-2020
総合旅行業務管理者 品川 悟
担当者 : 原田 昌義

